

指定特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者説明会 Q & A

1. 「サービス利用計画等作成の流れについて」に関する質問

居宅介護支援事業所等連携加算について

【Q】居宅介護支援事業所等連携加算の算定ができるタイミングはいつか。

また、初回加算と同様に初回のみしか算定はできないのか。

【A】居宅介護支援事業所等連携加算については、利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援の利用を開始する場合にのみ算定できる加算です。そのため、初回のみ加算の対象となります。

医療・保育・教育機関等連携加算について

【Q】医療・保育・教育機関等連携加算の算定ができるタイミングはいつか。

【A】医療・保育・教育機関等連携加算については、初回加算を算定する場合を除き、サービス利用支援費と同時に算定することができます。

【Q】医療・保育・教育等連携加算を算定するために会議を開催する必要があるか。

また、相談支援事業所が主催しないと加算の対象ならないか。

【A】会議を必ず開催する必要はありません。

ただし、当該加算を算定する場合は、次の要件をいずれも満たす必要があります。

ア) 利用者が利用する病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるため、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。

イ) 連携先と面談するに当たっては、当該利用者やその家族等も出席するよう努めること。

また、会議を開催する場合も相談支援事業所が主催又は、主導である必要はありません。

サービス担当者会議実施加算

【Q】サービス終了月にサービス担当者会議実施加算のみを算定することは可能か。

【A】「サービス担当者会議実施加算」を単独で算定することはできません。
サービス担当者会議実施加算は、継続サービス利用支援の実施時において、通常モニタリングに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画変更その他必要な便宜の提供について、検討を行った場合に算定できるものです。

なお、サービス終了月のモニタリング実施の結果、サービスの継続(更新)となる場合は、サービス利用支援費の請求となりますので、サービス担当者会議実施加算の算定はできません。

【Q】相談支援事業所が主催しないと加算の対象とならないか。

【A】サービス担当者会議は、利用者の利用計画において情報共有や検討の必要がある場合に開催するものであり、基本的には相談支援事業所が筆頭となることが想定されますが、相談支援事業所が必ず主催になる必要はありません。

【Q】サービス担当者会議開催のタイミングはいつか。

【A】継続サービス利用支援実施時に開催します。
原則、モニタリングを実施した同月の開催を想定しています。

【Q】「サービス担当者会議実施加算」と「サービス提供時モニタリング加算」は併給が可能か。

【A】併給は可能です。

サービス提供時モニタリング加算について

【Q】「継続サービス利用支援の実施時又は、それ以外の機会において、障害福祉サービス事業所等を(以下略)」の“等”とは、どのような想定か。

【A】サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問することを想定しています。

その他

【Q】サービス提供事業所から相談支援事業所のサービス利用状況の報告について、サービス提供事業所に周知されていない様子があるが、どのように周知していく方向性が伺いたい。

【A】サービス利用状況の報告については、今後事業者説明会等の機会に周知を図っていきたいと考えていますが、利用者に対し適切なサービス提供のため、日頃からの相互の情報共有を図るようお願い致します。

【Q】直接処遇を行わない場合も兼務とみなすのか。

【A】相談支援専門員に従事かつ、サービス提供事業所管理者に従事など、利用者に対し直接的に対応を行わない場合も兼務とみなします。

2. 「相模原市への届出が必要な加算について」に関する質問

相模原市へ届出が必要な加算について

【Q】基本報酬を請求しない場合も、特定事業所加算、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算の請求は可能か。

【A】特定事業所加算、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算については、基本報酬を請求した場合のみ請求できます。

地域体制強化共同支援加算について

【Q】地域体制強化共同支援加算は、どのような算定要件、取扱いなのか。

【A】当該加算は、地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所（又は障害児相談支援事業所）の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合に加算するものです。（報酬告示参照）また、本市では「地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所」について、支援困難事例として事前に登録している方に対して相談支援等を行う事業所を想定しています。

特定事業所加算について

【Q】特定事業所加算（ ）の算定要件（6）として定められている、「基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等」とは、松が丘園（中央区）が実施するグループスーパービジョン（GSV）の他に、各キーステーション（緑区、南区）が実施するGSVも対象になるのか。

また、各区の相談支援事業所連絡会で行われている事例検討も対象になるのか。

- 【A】市基幹相談支援センター（松が丘園）が実施するGSVの他に、障害者相談支援キーテーションが実施するGSVも対象となります。
なお、相談支援事業所連絡会の事例検討会については対象外とします。

研修体制の整備および情報提供について

- 【Q】加算取得のための研修実施状況が分からない。また、実施している研修でも希望者多数のため受講できない現状がある。今後の研修体制の整備と情報提供はいかがか。
- 【A】今後、各研修の実施状況等を鑑みて希望者が多い研修については、主催者に対し、本市での開催や回数を増やすことなどを要望してまいりたいと考えております。
なお、研修の情報は「障害福祉情報サービスかながわ」や、主催者のホームページ等で発信されていますので、ご確認ください。

自立生活援助との職員兼務について

- 【Q】特定事業所加算取得上の常勤・専従の相談支援専門員が自立生活援助事業所の職員を兼務することは可能か。
- 【A】自立生活援助事業所の従業者が、相談支援事業所の従業者の職務を兼務する場合は、業務に支障がない場合として認めることとしています。
また、相談支援事業所の特定事業所加算は、相談支援専門員が常勤・専従であること等が要件となっていますが、相談支援事業所に併設する自立生活援助事業所については、兼務しても差し支えありません。
なお、相談支援事業所の特定事業所加算を算定するにあたり、当該兼務職員の配置を含めて算定要件を満たしている場合には、自立生活援助の福祉専門職員配置等加算の算定要件には、当該兼務職員を含められないことに留意が必要です。（平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問65（VOL.3により一部訂正）参照）